

## 東大阪市社会教育委員の会議運営要綱

### (趣旨)

第1条 東大阪市社会教育委員に関する条例(昭和42年東大阪市条例第101号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、社会教育委員の会議の運営に関する必要な事項を定めるものとする。

### (議長及び副議長)

第2条 社会教育委員の会議(以下「会議」という。)に議長と副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は委員の互選による。
- 3 議長は会議を招集しこれを主宰する。
- 4 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代行する。

### (会議の成立)

第3条 会議は委員の過半数が出席しなければ、会議を開き議決することはできない。ただし、同一の案件について、再度招集してなお過半数に達しないときはこの限りではない。

### (議事)

第4条 議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否が同数のときは、議決を保留し、次回改めて審議する。

- 2 緊急な事項については、議長の決するところによる。

### (会議の特例)

第5条 議長は、緊急の必要があり会議を招集する暇のない場合その他やむを得ない事由のある場合は、議案の概要を記載した書面を各委員に回附して賛否を問い、会議に代えることができる。

- 2 前項の場合においては、第3条及び第4条の規定を準用する。

### (幹事会)

第6条 会議の中に幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会の委員は議長が指名する。
- 3 幹事会は次の職務を行う。
  - ①社会教育に関する諸計画を研究検討する。
  - ②教育委員会よりの諮問事項について検討調整を行う。

### (決議事項の処理)

第7条 教育委員会の諮問についての審議の結果については、議長が教育長を経て教育委員会に答申する。

### (細目等)

第8条 この要綱で定めるもののほか、会議に必要なことは、会議に諮って定めることとする。

- 2 委員は、次の各号に該当するときは、会議でその旨の報告をしなければならない。
  - ① 教育委員会に対して、助言しまたは意見の具申をした場合。
  - ② 青少年に関し、助言又は指導を与えた場合。

(会議の公開)

第9条 会議の公開について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月16日から施行する。

附 則

1 条例第2条の規定による委嘱後最初の会議の招集及び議長が選出されるまでの間における会議の運営は教育委員会が行う。

2 この要綱は、令和2年8月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。